

日本-イスラエル『障害と開発』国際セミナー
障害者権利条約の「現地化」を考える

国際法上の言語権概念を日本の国内法に
取り入れるための条件と課題

東京国際大学 国際関係学部
教授 杉本 篤史
(すぎもと あつぶみ)

講師自己紹介

◆憲法学・人権論の研究者です

- フランスの裁判制度の研究⇒渡仏してブルターニュ語と出会う
- ⇒言語に関する権利の研究に変更
- 現在は主に日本の言語問題について研究
 - ⇒少数民族の継承語(アイヌ語・琉球諸語・在日コリアン継承語)
 - ⇒日本手話をめぐる問題
 - ⇒日本語教育の問題
 - ⇒日本語の中の問題(方言、やさしい日本語、情報保障問題など)

本日の話題

◆国際的な人権概念のローカライズの問題

→日本における主な問題

⇒すべての国際人権条約での「個人通報制度」の未受諾

⇒国連パリ原則に適合する「国内人権保障機関」の未設置

⇒主要なILO条約等、人権条約への未加入

→日本国内で認知されていない人権類型をめぐる問題

⇒言語に関する権利の問題

⇒日本での言語権のローカライズをめぐる問題

① 言語権とはなにか

◆言語権の概念は、国際人権法で発達し、基本的人権として認知されている

→WW I 後：東ヨーロッパ諸国での言語的少数派の保護義務化

→WW II 後：国連憲章で初めて平等条項の差別禁止項目の1つとして「言語」が
列挙される

⇒その後、様々な人権条約を経て言語権の内容が具体化・細分化

◆日本の国内法では、言語権について明文で規定した法令はない

→言語権についての政府の解釈が明示されたこともない

→言語権が司法の場で争われたこともない

⇒手話については現在、札幌地方裁判所で初めて係争中

② 言語権の内容

◆言語権は、以下の4つのカテゴリーに分類される

- 第1言語(L1: First Language)に関する権利
- 民族継承語(HL: Heritage Language)に関する権利
- 生活言語(CL: Community Language)に関する権利
- 言語権を保障するための国や自治体の責務

② 言語権の内容

◆第1言語(L1: First Language)に関する権利

- L1とは、人間が乳幼児期に「自然」習得(獲得)する言語を指す
- L1とは、十全に身につけられ、コミュニケーションに不自由なく使え、人間の認知能力の発現に資する言語を指す
 - ⇒L1を習得する権利(言語を剥奪されない権利)
 - ⇒L1により教育を受ける権利(特に初等教育)
 - ⇒L1を日常的に使用する権利
 - ⇒L1を継承する権利
 - ⇒L1話者のコミュニティに参加する権利

② 言語権の内容

◆民族継承語(HL: Heritage Language)に関する権利

- HLとは、自己のアイデンティティに関わる社会的・文化的集団の言語を指す
- アイヌ民族のように、L1(日本語)とHL(アイヌ語)が異なる場合もある
 - ⇒HLを／で学ぶ権利
 - ⇒HLを日常的に使用する権利
 - ⇒HLを保存・継承・進展させる権利
 - ⇒HLによるマスメディアを運営する権利
 - ⇒HL話者のコミュニティに参加する権利(特に海外の)

② 言語権の内容

◆ 通用言語 (CL: Community Language) に関する権利

- CLとは、生活圏において通用している言語のことを指す
 - ⇒ 自己のLIとCLとの間で通訳・翻訳を提供される権利
 - ⇒ CLを学ぶ権利

◆ 言語権を保障するための国や自治体の責務

- LI・HL・CLそれぞれの教育機会・利用場面の提供
- LI・CL間の通訳・翻訳体制の整備 (特に、医療・司法・学術通訳)
- LI・HLコミュニティの維持・発展・参加の支援
- 言語的マジョリティへの啓発
- 言語的マジョリティが第2言語として少数言語を学習する機会の提供

② 言語権の内容

◆言語権には個人的権利の側面と集団的権利の側面がある

- 個人のL1に関する権利が、集団のHLの権利と衝突することがある
 - ⇒CLをL1として習得した子のHLコミュニティでの排除など
 - ⇒HL復興運動地域におけるCLを学ぶ権利の制限など

◆CRPDによる言語権への影響

- 音声言語から視覚言語(手話)への言語権概念の拡張
 - ⇒F. de Varennesによる国連人権理事会報告(HRC, 2020)
 - ☞マイノリティの子のL1による教育を受ける権利には手話も含まれる
- L1習得の機会が奪われている(言語剥奪)子の存在が明らかに
 - ⇒個人的権利としての言語権の侵害が可視化

③ 障害者権利条約がもたらした人権論の「パラダイム転換」

◆CRPD：障害の「社会モデル」に立脚した人権観

- 自由権と社会権という二項分類からのパラダイムシフト
 - ⇒社会権規約第2条における漸進的努力義務の見直し
 - ☞社会権規約選択議定書(2008)：個人通報制度の導入
- 健常者と障害者という二項分類からのパラダイムシフト
 - ⇒障害者は保護される存在から自己実現する主体へ
 - ⇒障害によりマイノリティ化された存在として認識
- CRPDのパラダイムによる過去の人権条約の再解釈が求められる

④ 日本における言語権のローカライズの問題

◆公用語規定のない日本語単言語主義政策

- 憲法の平等条項に「言語による差別」の禁止がない
 - ⇒ 同時期に成立した西ドイツ基本法やイタリア共和国憲法にはある
- 法令・行政・司法の言語は事実上日本語
- 国内少数言語の継承活動はアイヌ語を除いて自助ベース
- 日本語以外の言語が教育言語として使用されない
 - ⇒ 手話や日本語以外の音声言語は、日本語を教育言語として習得するための手段としてのみ利用される
 - ⇒ 日本語でない言語をL1とする子どもの認知発達・教科学習が保障されていない

④ 日本における言語権のローカライズの問題

◆政府の国際人権条約に対する態度の問題

- 日本国内法における条約の効力：批准により効力が発生
 - ⇒日本の裁判所は条約の直接適用を回避してきた
 - ☞憲法が想定していない権利類型である言語権は国内法化が困難
- 個人通報制度の受諾を拒否
- 国連パリ原則(1993)に基づく独立した人権保障機関の設置を拒否

◆憲法学と国際人権法学の対立

- 憲法学：国家主権論から国際法による拘束を懸念
- 人権思想が十分啓発されていない場合は、少数者の人権保障が難しい
 - ⇒少数派の人権の主張はしばしば批判・攻撃される

④ 日本における言語権のローカライズの問題

◆手話に特有の問題：当事者団体である全日本ろうあ連盟(JFD)の態度

→JFDは日本手話(JSL)と日本語対応手話(SJ)の区別を拒否

⇒ろう児のLIであるJSLによる教育の保障を主張していない

⇒JSLにより教育が可能な教師の養成を主張していない

→JFDが養成する手話通訳者はSJベースの手話を学習

⇒JSL話者の通訳保障が十分でない

⇒専門分野通訳者の養成が十分でない

→JFDはろう者と中途失聴者の分断をおそれている

⇒必要なのは言語に関する科学的理解に基づく連帯なのでは

⑤ 日本国内の言語法制

◆近年、言語関連法制の制定が進んでいる

→アイヌ施策推進法(2019年4月)

→日本語教育推進法(2019年6月)

→障害者基本法改正(2011年8月)※「手話」を「言語」と認めた最初の法令

⇒「手話言語法案」の野党4党共同提出(2019年6月⇒2021年秋:廃案)

⇒400を超える自治体が「手話言語条例」を制定

⇒情報アクセシビリティ法(2022年5月)の衆院採決時の付帯決議で「手話言語法」の制定に言及

◆これらの言語関連法は国際法上の言語権とは関係ない

→すべてが**理念法**であり政府や自治体に具体的な義務づけをしていない

参考資料

- Education, language and the human rights of minorities, Report of the Special Rapporteur on minority issues. (Human Rights Council Forty-third session 24 February-20 March 2020) <https://undocs.org/A/HRC/43/47>
- Mori, S., Sugimoto, A., (2019) 6. Progress and Problems in the Campaign for Sign Language Recognition in Japan., De Meulder, M., Murray, J.J., McKee, R.L. (eds.) The Legal Recognition of Sign Languages : Advocacy and Outcomes around The World. Multilingual Matters, Bristol, pp.104-108.
- 杉本篤史(2022)「第4章 言語権の視点からことばの教育を再考する」稲垣みどり、細川英雄、金泰明、杉本篤史(編著)『共生社会のためのことばの教育 自由・幸福・対話・市民性』明石書店, pp.110-140.
- 杉本篤史(2019)「日本の国内法制と言語権—国際法上の言語権概念を国内法へ受容するための条件と課題」社会言語科学22(1), pp.47-60.
- 高嶋由布子、杉本篤史(2020)「人工内耳時代の言語権—ろう・難聴児の言語剥奪を防ぐには」言語政策16, pp.1-28.